

井伏鱒二・戦後の歴史小説の警鐘(一)

松川事件との関係にふれて

藤本千鶴子

戦後昭和二十五年から三十年までの、井伏鱒二の文学活動が、私の担当であるが、この時期に彼は、長編・中編を含む多くの歴史小説を発表しており、現代小説よりも歴史小説の方に重点を移しているように思われる。そこで、本稿では、戦前の彼の歴史小説群と比較しながら、この期の歴史小説に顕著な一傾向について考えてみたい。

彼の歴史小説の発表状況を、主に大越嘉七氏の作品年譜によって見渡してみると、昭和十二年から十六年にかけて戦前の歴史小説が山を成し、戦中戦後を谷間として、再び二十五年から三十年にかけて戦後の歴史小説の山がある。三十一年以後は、歴史小説は少ない。このように、大まかな見取図は、戦中戦後の谷間を軸にして、二つの山が前後対称を成している、と言えそうである。

少し詳しく見てみよう。昭和五年五月から七月に「さざなみ軍記」、翌六年は八月と十月に「さざなみ軍記」、九月頃「おらんだ伝法金水」、少し飛んで昭和九年三月に「青ヶ島大概記」、昭和十年十二月に「オロシヤ船」を発表している。この頃は、歴史小説はまだ散発的に発表されていると言えよう。

ところが、六年近く中断していた「さざなみ軍記」の続稿(昭12・6、昭13・1~4)が口火を切った形で、昭和十二年以後、続々と歴史小説が発表される。「素情吟味」(昭12・9)、『風来漂民奇譚ジョン万次郎漂流記』(昭12・11)、『琵琶塚』(昭13・2)、『湯島風俗』(昭13・6)、『続さざなみ軍記』(昭13・10)、『山を見て老人の語る』(昭14・1)、『一風俗』(昭14・1)、『お濠に関する話』(昭14・11)、『川井騒動』(昭15・1)、『円心の行状』(昭15・6)、『隠岐別府村の守吉』(昭16・9)という具合である。

このあとシンガポールに徴用されて行っていたためもあって、しばらく間を置いて、戦時中は「吹越の城」(昭18・10)があるのみである。昭和十九年、二十年は、歴史小説のみならず、現代小説も発表されず、わずかに隨筆が一、二篇発

表されただけである。

敗戦直後の小説第一作は、「二つの話」(昭21・4)という歴史小説から始まり、引き続き「佗助」(昭21・5、6)が発表された。しばらく間を置いて、「虎松日誌」(昭24・1)が発表された。敗戦直後のこの四年間は、現代小説の方が主流で、歴史小説の方は散発的に発表されている。それは、のちに河盛好蔵との対談(『対談日本の文学』昭46・9)の中で、「過渡期には空想のものを書いたのはいけませんね。現実のほうが強いから。写真のほうが面白いようなものですな。」と回想しているように、激変し混乱状態にある敗戦直後の現実を記録することの方に主眼があったからであろう。また、占領下とは言え、ぎりぎりこの頃までは、GHQが民主主義の理想を高くかかげていた時代なので、戦時下の悪夢を批判することはもちろんのこと、戦後の新風俗を諷刺することも、占領政策に抵触しないかぎり、現代小説に書き「現はず」ことができたからで、別に歴史小説の中に「ひそめて」書く必要がなかったからであろう。

ところが、昭和二十四年五月の「普門院さん」——これは「短編にするために、それ(注・歴史的場面)を覗き見る形でまとめた」(全集月報7)がために、歴史小説にならずに現代小説になったもの——あたりから胎動が始まり、二十五年から再び続々と発表される、ほとんどの歴史小説においては、ちょうどこの頃一転した占領政策や政府の方針に抵触しないとは言えない問題が扱われるようになる。作品を表にすると、次のごとくである。

「お島の存念書」 (『小説公園』昭25・3)

「お島の語る秋帆先生」 (同作の続稿。『小説公園』昭26・4)

「岡部の陣屋」 (同作の続稿。『オール読物』昭26・7)

「薬師堂前」 (『オール読物』昭27・5)

「野辺地の睦五郎略伝」 (『文芸春秋』昭28・4)

「かるさん屋敷」 (『東京日日・大阪毎日新聞』夕刊。一三回五連載。昭28・7・4―昭28・11・16)

「安土セミナリオ」

(『別冊文芸春秋』昭28・12)

「宗湛と治郎作」

(同作の続篇。『別冊文芸春秋』昭29・2)

「弥助の奮戦」

(同作の続篇。『別冊文芸春秋』昭29・4)

「漂流宇三郎」

(『群像』。二二回連載。昭29・4―昭30・12)

「落武者」

(『安土セミナリオ』からの続篇。『別冊文芸春秋』昭29・7)

「難民その他」

(同作の続篇。『別冊文芸春秋』昭29・8)

「近目と竹法螺」

(のち「貝の音」と改題。『小説新潮』昭29・10)

「河童の騒ぎ」

(のち「河童騒動」と改題。『週刊朝日別冊』昭30・2)

「子熊の夜遊び」

(『新潮』昭30・4)

「開墾村と作の陳述」

(のち「開墾村の与作」と改題。『別冊文芸春秋』昭30・6)

これは、戦後の歴史小説の山を形成していると見てよいであろう。

では、三十一年以後はどうか。「漂流宇三郎」の連載が三十年十二月に完結したあと、歴史小説はしばらく途絶え、「武州鉢形城」(昭36・8)、「御金蔵破り」(昭44・3)という具合に、散発的に発表されている。

このような見取図を眺めた時、なぜ、ほかならぬ昭和二十五年から三十年にかけて、歴史小説の山があるのか、というのが私の第一の疑問であった。

第二には、この時期の歴史小説に限って、なぜ、大塩平八郎の乱、渡辺華山らの蛮社の獄、高島秋帆の獄、キリシタン迫害など、歴史上、危険思想として弾圧された事件が、次々と実名で登場するのか。しかもそれを正伝として正面から書かないで、外伝として、巻添えにされた庶民の犠牲者の側から描くのか、ということである。ちなみに彼は、この前後の随筆で、何度か大逆事件の巻添えについて触れている。

第三には、井伏の戦後の歴史小説の一要因として、鷗外の歴史小説への関心や対抗意識があったのではないかと思われるので、その点についても、随時ふれてみたい。

これら三点は、互いに有機的につながっているように思われる。そして、彼が好んで使う「まげもの」などという、空とぼけた呼び名は、世を忍ぶ仮りの姿であって、彼の歴史小説の実質は、鷗外歴史小説の正統的継承である、警鐘の書ではなかったか、と思うのである。彼のこだわる、「記録」であるか、空想

を入れた「まげもの」であるか、鷗外のことでは「歴史其儘」であるか「歴史離れ」であるかには、大した意味はないと思う。

二

ところで、井伏鷗二の戦後の歴史小説の山の背景を考えようとする場合、それと対称的な、戦前の歴史小説の山の時代背景を見ておけば、参考になる。

橋本英吉のちの自筆年譜の中で、「二・二六事件が起り、従来の態度で創作活動を続けることは困難と思われた。そこで農村物と歴史物を主として書くようになった」と回想しているように、昭和十一年の二・二六事件を機に、日本は急速にファシズムへの道を歩み始め、非常時体制へ向け、言論思想の弾圧を強めて行った。十一年七月には、講座派学者・左翼文化団体関係者を一斉検挙、十一月には日独防共協定に調印、翌十二月七月、支那事変(日中戦争)が勃発した。十月には国民精神総動員中央連盟を創立、十二月には山川均・荒畑寒村ら労働派を一斉検挙した。このような反動と弾圧の時代が、歴史小説盛行の一般的原因であってみれば、歴史小説とは不幸な芸術であると言わねばならない。

こうした時勢の中で、広津和郎は、昭和十一年十月、「散文精神について」という講演をし、「アンティ文化の嵐に直面して」、「善悪ともに結論を急がずにひた押しに押しに行く」(『東京日々新聞』27日―29日)という、執拗な社会現実監視の「散文精神」の必要を説いた。これが、周知のように、戦後になっては、松川裁判批判のあの驚くべき持続になって開花するのである。

では、井伏鷗二はどうか。彼の場合は、広津のような表立った呼びかけの形ではなく、もっと地味に用心深く、歴史小説に「ひそめておく」形を取った。主に戦前(戦中の一作をも含む)の短篇歴史小説を、戦後言論が自由になってまとめた単行本「まげもの」(昭21・10)の「あとがき」には、これら戦前戦中の歴史小説にこめた、彼の意図と方法とが、端的に語られている。

それをまとめてみると、まず第一に、その執筆時期は、反動の時代を待って歴史小説に仕上げていくことが注目される。

たとえば、「隠岐別府村の守吉」は、史料を見たのは「よほど以前のこと」であって「そのうちに新聞や雑誌に愛国の精神についてよく論文が掲載されるやうになつた」ので書いたという。それだけではない。「さざなみ軍記」以外はずべて、「湯島風俗」は支那事変のはじまった当座のころ「書いたという具合に、わざわざ「支那事変」や「太平洋戦争」を基点に、執筆時期を表示しているので

ある。明らかに、彼が支那事変から太平洋戦争突入への時勢と積極的にかかわろうとした結果、戦前の歴史小説の山が築かれたことを示している。

また、小説化のきっかけは、昔の史料の中に、「時代こそ違つてゐるが」、現在進行中の苦々しい事件と「通じるものがある」と考へた」からだとしている。

こういう、史料の中に現代的意味を発見する鋭さが、彼の「まげもの」のいのちである。それは、鷗外が細川藩の殉死史料の中に乃木殉死に通じるものを発見して「興津弥五右衛門の遺書」を書き、「大塩平八郎」の乱や「堺事件」の中に大逆事件およびその裁判と通じるものを見抜いて、歴史小説にしたのと同様である。広津和郎のいわゆる「散文精神」、現実凝視の問題意識があればこそ、過去と現代とに通底するものを見抜くことができたのである。井伏は古文書にも骨董にも通である。しかし、それに埋没して眼前の社会現実に無関心な、好事家の歴史小説なのではない。また、単なる「なつかしき現実」の提示ではない。

それ故、彼の歴史小説の目的は、あくまでも現代批判にあつて、過去は表現手段にすぎない。より具体的には、封建時代同様に、権力者の誤つたやり方や行き過ぎのために、「犠牲にされて行く」（こゝまでは鷗外と同じ着目である）無数の庶民に対する「哀惜の情」を書くことである（この点、鷗外の関心事は、犠牲者が主に武士であり、彼らがその中でいかに精神的自立を保つかにあつた）。兩者の視点のちがいは、その出自にもよるのであろうが、鷗外の歴史小説への対抗意識も働いていたのではあるまいか。所詮支配階級の一員たる武士に見えることには限りがある、すべてのしわよせが集まる底辺の庶民に視点を定めれば、歴史のからくりが真に見えるのだというような。

歴史小説の方法としては、その思いを、歴史上の事件や人物に「託して」形象化すること、すなわち、過去と現代とを二重写しにして見せるという方法を取る。ただし彼は、当局への用心のため、それを「現はすよりもひそめておくやう」に書いた。つまり、隠し絵のような手法を用いた。

鷗外はかつて「キタ・セクスアリス」において、「僕は陽に屈伏して陰に反抗するといふ態度になつた」、「受動的抵抗」は、暴力で圧せられる境遇上の弱者の、まさに取るべき手段であると言ひ、また「雁」においては、強い者の迫害を避けるために、弱い者は「mimicry」（擬態）をもつ、女はうそをつく、とも言った。井伏は鷗外文学から処世法を學んで、それを歴史小説の巧妙にひねつた語り口に応用したのではあるまいか。当局によってやむなく歴史小説に追い込まれただけでなく、また、勇ましい人物を書くことによって愛国精神鼓舞の片棒を

かつぐのでもなく、積極的に歴史小説を、陰に反抗する弱者の武器に転じてみせたのではあるまいか。

だがしかし、その意図と「ひそめ」過ぎた方法とが、はたして当時の読者（戦後の読者についても同様）にどこまで伝わったのか、心もとなひ気がする。「あとがき」なしでは何が言いたいのかわからぬ小説がある。彼が「あとがき」でわざわざ念を押したのは、逆にそういう心配があつたことを物語っているとも言える。

ともあれ、戦後の歴史小説の山の場合にも、このような戦前の歴史小説の意図と方法とが、おおむね当てはまるのではあるまいか。

三

そこで、戦後の歴史小説の山が始まる時代の、政治社会情勢に注目してみることとする。以下、主として歴史学研究会編『日本歴史年表』によつた。

昭和二十四年三月、ドッジ公使が緊縮予算の経済安定政策（ドッジ・ライン）を明示したのを機に、右旋回が急激に進む。四月、政府は団体等規正令を施行して、共産党員を登録制にした。六月には、ドッジ・ラインに従つて大量人員整理を予定して、行政機関職員定員法を施行した。その四日後、東芝の人員整理発表、七月には国鉄の第一次人員整理三万七千名を発表した。その直後、下山事件（七月五日）、三鷹事件（七月十五日）、松川事件（八月十七日）などの鉄道妨害事件が、あいついで起つたのである。そして、事件の調査も済まないうちに、三鷹事件の翌日には、吉田首相が「定員法による職官がもたらした社会不安は、主として共産主義者の煽動による」という声明を發し、また、松川事件の翌日には、吉田内閣の増田官房長官が、この「凶悪犯罪」は、「三鷹事件をはじめ、その他の各種事件と思想的底流に於いては同じもの」だといふ談話を發表した。世界では、ソ連が九月に原爆所有を公表し、十月には中華人民共和國が成立して、アメリカを刺激した。国内では、同じ十月、東京都公安条例が成立、これにもとづいて、翌二十五年二月都教員のレッド・ページ、七月には報道部門よりレッド・ページが始まる。他方、公安条例と同日に、GHQは戦犯軍事裁判終了を声明した。昭和二十五年に入ると、一月マッカーサーは年頭声明で日本の自衛権を強調し、二月、沖繩に恒久的基地建設開始を声明、他方、五月マッカーサーは共産党の非合法化を示唆し、六月には集会・デモを禁止、同月マッカーサーは共産党中央委員全員二十四名の追放を指令した。そして六月二十五日、ついに朝鮮戦争が勃

発したのである。翌日『アカハタ』の一カ月停刊を指令、ついで七月には無期限停刊とし、他方、警察予備隊創設・海上保安庁増員を指令する。十一月には旧軍人初の追放解除がある。このような占領政策のもとで、昭和二十五年八月に三鷹事件判決、十二月に松川事件第一審判決（死刑五名、無期五名など、全員有罪の大量極刑）が下ったのである。

これを見れば、戦前の井伏の歴史小説の山が支那事変直前の、軍部の左翼思想弾圧強化の時に始まったように、戦後の彼の歴史小説の山もまた、第三次世界大戦の恐れも感じさせたという、朝鮮戦争前夜の、占領軍による左翼思想弾圧の時に始まっている、ということが明らかに知られる。井伏の歴史小説の二つの山の始まりは、日本の曲り角、右旋回にびたり時を合わせているのである。これは単なる偶然の一致ではあるまい。

青柳瑞穂氏は、「井伏鱒二の眼」（全集月報3）の中で、彼の眼について、牛のようにドンヨリした眼でありながら、地震・雷・暴風雨に対しても、外敵に対しても、動物的な鋭い予感を備え、特別に敏感で警戒深い、と書いています。この時局に関しても、井伏の予知能力と警戒性は、文壇中で広津和郎以上なのではなからうか。

たとえば松川事件への反応。

広津和郎は、「真実は訴へる」によれば、松川事件の第一審判決後、被告団の無実を訴える手紙を受けとったが、「正直に云って私は最初はそれ程関心を持たなかった」と書き、当時は新聞の報道をそのまま信じて、共産党の陰謀による鉄道妨害だと考え、共産党の戦術の愚かさには眉をひそめたものだという。ところが、被告たちの血のにじむような訴えの文章を集めた『真実は壁を透して』（昭和26・11）を読んで、初めて松川事件の冤罪性に気づき、宇野浩二とともに第二審の公判を傍聴するために仙台まで出かけ、被告とも面談した上で、「真実は訴へる」を発表したのが、『中央公論』昭和二十八年十月号であった。同時に、宇野浩二は『文芸春秋』に「世にも不思議な物語」を発表した。

それに対して、井伏鱒二は、それよりもずっと前の、『小説公園』昭和二十五年三月号に始まる「お島の存念書」において、早くも松川事件の冤罪性を指摘しているようである。

もはや紙数の余裕もないので、各歴史小説と松川事件等とがどう照応しているかの詳細は、続稿にゆずるとして、今は、「お島の存念書」と松川事件との符合の、一例だけを挙げておくことにする。

「お島の存念書」において、はじめ幕府は、外国船打払いのために、高島秋帆の洋式砲術を積極的に奨励後援していた。ところが、秋帆の実力と人気が高くなりすぎて邪魔になってきたので、幕府の警察担当の鳥居福蔵が、蛮社の獄に続いて、秋帆に無実の罪を着せて、極悪人として投獄した。第二の大塩平八郎の乱ともいうべき、「謀叛」の罪を捏造したのである。

松川事件においては、はじめGHQは、軍国主義を一掃するために、共産党と組合活動を積極的に奨励していた。だが、共産党が衆議員に三十五名の議席をもつほどに進出して、保守陣営にとって脅威となってきたので、警察検察側は、下山・三鷹事件に続いて、共産党と東芝・国鉄両組合員に、共同謀議による鉄道妨害という無実の罪を着せ、凶悪犯として投獄した。これは、第二の大逆事件とも言うべき、大量極刑の冤罪であった。

この一例の符合だけ見ても、高島秋帆の獄を扱ったこの歴史小説の中に、松川事件が「隠し絵」になっていることが知られる。この小説には単純な史実の誤りが多いのだが、高島秋帆に関する何らかの史料を見た時、井伏は、「時代こそ違つてゐるが」、松川事件と「通じるものがあると考へて」、作品化したのではあるまいか。歴史はくり返す。その歴史の教訓に学び、眼前の松川事件の冤罪の恐ろしさを警告したのではあるまいか。

これは、東芝労組・国鉄労組のアピール（昭和24・12）を除けば、岡林・大塚弁護人らの「松川事件について労働者諸君に訴える」（昭和25・3・25）の発表よりも早い。絶大な権力をもつGHQの支配下で、井伏は背後に何の組織の支えもなく、ペン一本で、第一審判決（昭和25・12）に先立って冤罪を指摘したのである。大雑誌の反応はもっと遅く、その嚆矢は、『中央公論』（昭和27・3）の「松川事件における自由を裁く」であって、昭和二十八年からは、『世界』『改造』『文芸春秋』がそれに続いている。

このように、文壇で最も早く松川事件について警鐘を鳴らしたのは、広津でも宇野でもなく、井伏鱒二であったと考えられる。

人はあるいは意外に思うかもしれない。昭和二年、左翼文学全盛時代に、早稲田グループの雑誌『陣痛時代』の同人すべてが左傾して、井伏に左傾を迫った時にも、彼は「気無精」のためと称して、それを拒んだではないか。まさかその井伏が、戦後、歴史小説で、人に先んじて松川事件の冤罪性を告発するなどは考えられない、と言うかもしれない。私はけっして井伏が左傾したと言っているのではない。何よりも物書きとして自由人であり続けるために、大逆事件の再来のよ

うな、松川事件に、黙することができなかったのではないかと言いたいのである。

井伏は、鷗外同様、バランス感覚のすぐれた人であった。敗戦直後の四年間、人々が民主主義に酔い、そこに行きすぎも生じた頃には、彼は、「白髪」（昭23・9、のち「白毛」と改題）において「垂らしワイシャツ」の非情無道をたたき、「遣拜隊長」（昭25・2）において「口だけは時流に投じた言辭を弄して達者な」青年の酷薄さをたたいた。だが、世の中が右旋回すると、反動と弾圧の時代の再来に警告を発した。鷗外がイブセン熱にうかれた個人主義の流行に対しては、その破壊性と利己主義をたたき、他方、武士道鼓吹熱に対しては、今さら江戸時代の奴隸的、臣妾的な利他主義にひき戻すことはできないとたたいたのと同様である。左右どちらの行きすぎや誤ったやり方もたしなめたわけだが、それは時代の変化に人一倍関心があるからである。鷗外が大逆事件の判決（明44・1）を前にして、「沈黙の塔」（明43・11）において、当局の言論思想弾圧を批判したように、井伏は松川事件の第一審判決（昭25・12）を前にして、「お鳥の存念書」（昭25・3）において、当局の言論思想弾圧と冤罪性を批判した。「お鳥の存念書」は鷗外の「沈黙の塔」に相当する。

そこで次に、「お鳥の存念書」が松川事件批判であるということの傍証として、松川裁判第二審判決段階の、井伏の二つの反応を紹介しておく。

一つは、「あくまでも裁判の公正を！」と題して、『世界』（昭28・12）に掲載した、鈴木裁判長あて連署の手紙に、井伏も署名していることである。手紙の写真によれば、署名順は、「志賀直哉・川端康成・武者小路実篤・井伏鱒二・吉川英治・河盛好藏・宇野浩二・広津和郎」となっており、付記として、「（後日、尾崎士郎氏が連署に加わられた）」と記されている。しかるになぜか、広津和郎『松川裁判』の「松川裁判年表」には、広津を含めて署名者六人の名を書いて、井伏の名は河盛好藏の名とともに、「他」と切り捨てられている。あるいは広津は、文壇でまっ先に冤罪を告発したが、自分でも親友の宇野でもなく、井伏であるということに気づいていたのではないか。それでここに名を並べたくなかったのかもしれない。ともあれ、第二審段階では、そして被告の救出という点においては、広津が主導して、井伏はその数少ない替同者の一人であったと言える。

もう一つは、最近入手した『白鳥の歌』（昭30・12）の「後記」に、歴史小説「河童の騒ぎ」（昭30・2）は、松川裁判から思いついたもので、被告の名を「松川河童」と名づけたと書いていることである。「後記」の該当部分を抜き出してみる。

「河童騒動」は「河童の騒ぎ」といふ題で週刊誌に出した。これは松川事件の公判があつた直後のころ、蜀山人の「金曾木」を読んでゐてその一話から思ひついた。若侍が他人の目には見えない河童と決闘する話である。そこで現代において鉄道線路を毀すがごとき事件から生じるやうな一般人を困らす災害は、昔なら溜池の堤を毀して生じる災害に通じるだらうと思つた。そして書きだしてみたら、話の道行きがだらだら伸びて殆ど序の口だけで枚数がいっぱいになつたので締切にした。無論、松川河童といふのは河童の名前として風化されて無いと思つてゐる。

これだけ読んで作品を読まないと、井伏は松川河童の犯罪をせめているのだと誤解するかもしれない。作品では真犯人は松川河童ではなく、別に設定されている。例によつて、用心深い井伏は、言ひのがれのできる道を用意しておいたのである。ともあれ、これは、井伏の歴史小説と松川事件との間に関係ありとする仮説の、確かな証拠だと言えよう。

要するに、松川事件を凝視する「散文精神」において、二人は共通しているが、二人の目的、方法、役割は異なるということである。

広津の目的は、この事件に限定され、この事件の無実の被告を救出することである（松本清張の目的とした、真犯人推理は目的外としている）。井伏の目的は、歴史に照らして、この事件が国民の個人生活に及ぼす一般的意味を知らせることである。被告だけの問題ではない。それ故、当然やり方も異なってくる。

広津が、昭和二十八年十月から、評論や講演によつて世論を盛り上げ、ついに十年後の昭和三十八年九月、被告の無罪確定を勝ち取り、いわば直接的消火と人命救助の役割を果たしたのに対して、井伏の方は、占領下の昭和二十五年三月、一人いち早く歴史小説に「託し」て、冤罪の恐しさについて警鐘を鳴らし、その後もし引き続き歴史の教訓に学ばせようとした功がある。二人の事業は、それぞれに意味があるのである。広津がドレフュース事件のゾラにたとえられることは、彼が一番先に気づいたのでなくとも、依然として正しいことに変わりはない。だがそれにくらべると、井伏の果たした危険で孤独な役割が、今までまったく埋もれてきたことが惜しまれる。広津のような派手な英雄性も、目に見える成果もなくとも、心ある人に向かつて、ひそかに警鐘を鳴らし続けた、一人の文学者の役割を掘り起こすことは、歴史小説各作品の芸術的完成度とは別問題だとしても、十分に意義があると思うのである。

【付記】

井伏鱒二の文献については、「『さざなみ軍記』ノート」を發表されたこともある、甲南女子大学教授加美安氏から、御蔵書を借覧させていただくなど、お世話になった。ここに記して、感謝の意を表したい。